第明治二十五種郵便物認可日
△
○　　○
1　令和3年1月13日　水曜日　官　報　（号外政府調達第7号）（2分冊の1）

官報

編集・印刷　独立行政法人国立印刷局

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1
入札公告の訂正　56
入札公告（建設工事）　57

入札公示
入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））　66

資格
競争参加者の資格に関する公示　69

招請
意見招請に関する公示　70

随意契約
随意契約に関する公示　71

落札
落札者等の公示　77

報告
包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表　77

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年１月13日
分任支出負担行為担当官　沖縄総合事務局
　北部ダム統合管理事務所長　安仁屋　勉
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、29
⑵　調達件名及び数量
　令和２・３年度ダム統管通信設備保守運転監視業務　一式（電子調達対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。
⑷　履行期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書等による。
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価の方法をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類を提出すること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
　なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。
　なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和01・02・03年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）
⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局開発建設部発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。
⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑻　特記仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに申請書等を提出していること。
⑼　平成17年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、申請書及び資料等の提出期限までに受注者として業務を完了し、その履行実績を証明した者であること。履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の工事の施工実績並びに製造契約による実績をもって代えることが出来る。
　なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により業務の一時中止等を行ったことにより完了していない業務についても履行実績の対象とする。
　また、下記㋐の機関が発注した保守又は点検業務の再委託を受けての履行実績でもよい。
　ただし、民間企業発注の保守又は点検業務の再委託は除く。
㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。
・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）
・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関。）
・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの。）
・民間企業
㋑　対象設備は次の①から④のいずれか１つの設備とする。
①　多重無線設備
②　長距離（30㎞以上）用光伝送設備
③　テレメータ・放流警報装置（通信回線は無線とする。）
④　ダム（又は堰）管理用制御処理設備